

令和8年度 救護施設みなと寮 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 生活福祉事業部の運営方針

生活福祉事業部が取り組む事業のうち、救護施設はわが国の社会保障制度における「最後のセーフティネット」です。この事業は、私たちの事業のもうひとつの核である生活困窮者自立支援制度による相談・支援と合わせて、重層的なセーフティネットを構築しています。私たちは、両事業を通じて「誰一人取り残さない」を原則として掲げ、居住と社会参加に課題を抱える人々に包括的支援を行います。特に、長年の課題となっている精神科病院の長期入院患者や矯正施設出所者等、すぐには地域生活への移行が困難な人を積極的に受け入れて、社会的ニーズに応えるとともに、制度改革には迅速かつ確実に対応します。

そして、救護施設がもつ有形、無形の社会資源を地域に提供しながら自らが地域社会の中核となり、地域住民

や関係諸機関等と協働し、地域共生社会の実現を目指します。

4. 生活福祉事業部の事業方針

- (1) 利用者の権利を擁護し、その自立に向けた支援を行う。

救護施設では、制度の狭間に陥る等、救護施設でしか救えないニーズに着目し、個別支援計画等を活用した福祉事務所と情報共有・連携を図ります。これによって利用者の権利を擁護するとともに、可能な利用者については早期の地域移行・地域定着に向けて積極的に支援します。

生活困窮者の自立支援については、その尊厳を守り、意思を尊重して地域社会で生活を立て直し自立していけるよう、横断的な支援を行います。

- (2) 支援の質のさらなる向上を目指す。

救護施設の対象者が抱えている課題はますます多様化、複雑化しています。その中には、施設が単独で対応することが困難なケースも多数存在します。こうしたケースについて関係機関等と連携して対応することに加えて、地域ぐるみで支援する体制を構築します。

- (3) 「地域共生社会」の実現に向けて、地域の中核を担う施設を目指す

私たちは、地域の中核を担う施設として地域の人々をエンパワーし、人々と私たちを含む関係機関・行政等が協働して地域課題を発見し、解決を図る為に支援調整会議等に働きかけます。

- (4) 専門的技量を備えた職員を育成し、専門機関として実践力を高める。

個人、家族、組織、地域など、さまざまなレベルで生じる複合的な課題を解決できる、倫理観と専門的技量を備えた実践力のある職員を育成し、社会福祉専門機関としての実践力を高めます。

- (5) 事業部のガバナンスの強化を図る。

利用者や地域課題の多様化、支援内容の複雑化などにより、生活福祉事業部の各施設・事業に求められる機能はますます広範かつ高度になっています。これらの機能は私たちの施設・事業が地域の人々の生活に欠くことができないものであることを顧みれば、今後も維持・向上を図る必要があるものです。それに向けて、のウェルビーイングを意識しながら ITC の導入を積極的にすすめ、組織と人事システム、財務等、事業部のすべてを強靱で持続可能なものにします。

5. 支援方針

(1) 制度の狭間に陥った人、さまざまな生活課題を持つ人に積極的に関わる

特に、精神科病院の長期入院患者や矯正施設から出所しようとする者等、社会的な受け入れが難しく地域生活に移行しづらい人に対し、私たち救護施設が積極的に受け入れ、地域生活への橋渡しを行います。

(2) 利用者主体の支援を行う

利用者の権利を最大限に尊重し、選択と自己決定を可能な限り尊重します。

(3) 福祉事務所との情報共有・連携を強化する（個別支援計画を作成する）

福祉事務所のケースワーカーや関係機関の相談員等と連携します。一例として、利用者に対する支援の質の更なる向上を目指して行われる会議に、積極的に参画するとともに、質の高い個別支援計画を作成します。

(4) すべての利用者に社会参加機会を提供する
全ての利用者に社会資源の活用や就労支援を働きかけて「社会的な居場所」をつくります。

(5) 地域移行・地域定着を支援する
地域での生活に向けて利用者の意識を醸成し、移行に必要なさまざまな支援を提供します。また、地域で安定して暮らし続けるための相談支援体制を構築・活用し、地域の受け入れ態勢を整備して地域定着を支えます。

(6) 住民とともに支えあう地域の構築を目指す
地域社会の「誰一人取り残さない」を原則に、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」として「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つをキーワードに、

地域生活の課題に取り組みます。

(7) 施設・事業所の実践力を高める

ソーシャルワークの原理を尊重し、高い倫理観を持って、専門的知識・技術を用いた支援を行います。また、ウェルビーイングな働き方を目指します。

6. 令和8年度の事業目標

(1) 利用者支援について

個別支援計画の策定を通じて福祉事務所との連携を強化し、利用者の状況に応じた支援を実施します。精神科病院の長期入院者や矯正施設出所者など、地域移行が困難な対象者の受け入れを積極的に行い、循環型施設としての役割を継続して果たします。地域移行が見込まれる利用者については、退所後の生活定着を見据えた支援を充実させ、早期の地域移行・地域定着を目指します。

(2) 外部機関との連携強化について

福祉事務所、医療機関、矯正施設、ハローワーク、自立相談支援機関などとの連携を深化させ、利用者の課題に応じた支援体制を整備します。特に、就労支援や地域移行支援に関しては、関係機関との協働を強化し、切れ目のない支援を実施します。

(3) 地域における公益的な取り組み

地域住民や関係機関と協働し、地域の生活課題に対応する公益的な取り組みを推進します。総合福祉相談窓口への相談には迅速に対応し、地域の中核として「誰一人取り残さない」支援を実践します。地域交流や地域づくりの活動を通じて、救護施設が地域共生社会の一翼を担う役割を果たします。

(4) 職員育成・専門性向上について

法人内外の研修機会を活用し、全職員が継続的に学べる環境を整備します。救護施設間の見学やビデオ研修など多様な学習方法を取り入れ、専門性と実践力の向上を図ります。ソーシャルワークの倫理を重視し、複合的な課題に対応できる専門職としての成長を促します。

(5) ガバナンス強化・組織運営に関する目標

DXの推進や業務改善を通じて、事業運営の効率化と透明性を高めます。財務基盤の安定化とリスクマネジメント体制の強化を図り、持続可能な組織運営を実現します。職員

のウェルビーイングを重視し、働きやすい職場環境づくりを進めます。

7. 地域移行の推進

循環型セーフティネット施設としておもに自立支援機能を高めるために、他法施策に基づく機関等との連携を深めること等により支援体制を強化し、利用者の地域生活移行を積極的に進めます。個々の状況に応じた、個別支援計画に基づく支援により、地域移行を目指します。

(1) 居宅生活訓練事業

河内長野市内に訓練用住居を確保し、救護施設入所中に居宅生活に近い環境での生活を体験すると同時に、地域生活移行後の課題等についてアセスメントする機会を設けて、円滑に地域生活に移行出来るよう支援します。

- ・訓練棟：河内長野市内に設置します。
(定員3名)
- ・訓練期間：原則として6ヶ月（最長1年間）
- ・状況確認：来所時および訪問により行います(随時)。
- ・職員による献立チェックを行い、栄養バランス等について指導します。
- ・家事、炊事、金銭管理、服薬管理等のサポートを行います。

(2) 保護施設通所事業

通所訓練及び訪問指導による支援を通じて、日常生活の指導等を行うことにより、退所後に安定した地域生活が送れるように支援します。これらの支援を通じて、地域への移行促進と定着を図ります。また、地域に居住する対象者を緊急に受け入れる必要が生じた場合に対応できるよう体制を構築し、利用者が地域で住み続けられるよう支援します。

この事業を近隣自治体に周知し、活用の促進を図ります。

内容

- ・通所訓練：施設通所による、生活指導及び就労指導等。
- ・訪問指導：居宅等へ訪問による生活指導等。

(3) 地域生活への移行促進

地域生活への移行が見込まれる利用者については、

居宅生活訓練事業、保護施設通所事業等を活用して可能な限り自立した地域生活が出来るように支援します。地域生活に困難が想定される利用者について、本人の意向踏まえた上で様々な要件を考慮し、他の支援機関とも十分に連携して地域移行を図ります。

地域移行後も半年間は月1回以上、退所者と連絡を取り、移行後も生活が継続する見込みであることを確認し、必要に応じて支援を行います。

8. 個別支援

適切なサービスを提供するために、本人の意向を尊重するとともに利用者の状況を正しく把握します。支援は個別支援計画に基づいて行います。

(1) 個別支援計画

利用者の意向を尊重し、可能な限り自立に向けた支援を行うために、本人の希望・要望と置かれている状況、実施機関の援助方針を踏まえた上で正しくアセスメントします。このアセスメントに基づいて個別支援計画を策定し、多職種参画の元、個別支援計画策定会議で協議し、本人の同意を得た上で決定し実施します。

- ・個別支援で計画によって行われた支援は、記録を残し計画の達成度を把握し、6ヶ月ごとにモニタリングを行い、必要な見直しを行います。
- ・個別支援計画を実施機関と共有し、計画的な支援に取り組んでいきます。

9. 日常生活自立支援

日々の日常の中で、利用者の安心安全な支援を実施するために設備の改善に努め、施設運営の最適化を図ります。

(1) 日常的な支援

食事・入浴といった人が家庭や社会で生活していくために毎日行ふべき基本的な動作で支援を必要とする場合、利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って実施していきます。

(2) 苦情解決

職員と対等な関係のもとで、施設に対する意見や苦情を幅広く伝えられるように、施設内に意見箱を設置

し、利用者からの苦情を円滑的に取り入れるようにしています。苦情解決の方法として担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置して、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービス改善・向上に努めていきます。また、利用者と生活状況把握について面接を月1回実施します。

(3) 業務の効率化

・支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図ります。

また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、今後の利用者の支援に活かしていき、再発防止に取り組んでいきます。

その他、共通掲示板の活用により法人内生活保護施設における情報の共有化を図ります。

・業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行っていきます。

10. 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを維持・回復し、地域移行後も地域社会の一員として充実した社会生活が送れるよう、コミュニケーション力の向上と社会参加を目指した支援を積極的に取り組んでいきます。

(1) レクリエーション・クラブ活動

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備し、その精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考慮して安全に楽しく実施します。

(2) 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄な方が多く、利用者や実施機関と連携をとり、必要に応じ調整を行っていきます。

- ・みなとフェスティバルの案内を送付し、参加を呼びかけます。

11. 就労自立支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。

(1) 施設内作業訓練

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練を段階的に自立へ向けた支援の一つとして実施していきます。今年度は所内清掃作業及び内職作業の拡充を図ります。

- ・寮内清掃作業
- ・内職作業
- ・喫茶作業

(2) 外部機関との連携

就労支援員を配置し、ハローワークなどの外部機関との連携、および職業訓練先の開拓及び就労定着等支援を進めます。

- ・入所者が退所した後に、就労や作業などに就くことができる場の開拓をします。
- ・入所者が退所した後に、速やかに就労等に就くことができ、定着が図れるよう外部機関と連携します。
- ・ハローワーク就労支援ナビゲーターとの連携

12. 危機管理

利用者に重大な被害を及ぼす事態や、おそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることを目的とする。サービスを提供するに当たり、危機を未然に防ぐことに努めます。また、防災計画で対処する地震災害・風水害、国民保護計画で対処する武力攻撃事態等及び緊急対処事態についても、入所者の安全確保に努めるとともに、周辺地域の住民が安心して生活が送れるよう社会福祉施設として緊急時の体制を整えます。

(1) 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、施設の利用を継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練及び見直しを行い継続的にサービスが提供できる体制を平時より

り構築します。

(1) リスクマネジメント

リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY活動によるリスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

(2) 災害対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。

また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行います。

毎月1回防災訓練を実施し、昼夜を問わず様々な災害(火事・地震・夜間・自然災害等)して、安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。

災害教育として、利用者に年/1回以上の視聴覚指導を実施します。また、職員においては防災会議の場にて災害意識向上を図ります。

地域との連携については、河内長野市施設連絡協議会中心に河内長野市社会福祉協議会と連携を図り協議を行っていきます。

(3) 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、毎月1回警報盤自主点検を行い、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。想定外の自然災害や外部侵入者についての対策も視野に入れ可能な限り利用者の安全を確保します。

防犯教育として、河内長野警察署の指導のもと、防犯研修を実施し、職員の防犯意識を高めるとともに、利用者の安全確保に努めます。

13. 健康維持管理

利用者の健康を維持することは、施設生活を送り、自立を目指す上で欠かすことは出来ないと考えます。利用者の意向に沿いながら日常生活が活性化できるように取り組みます。

(1) 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気や気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。

また、毎月1回栄養懇談会の実施と嗜好調査を定期的(年3回)に実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しさを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

(2) 保健・医療サービス

6ヶ月毎に健康診断を実施して、疾病の早期発見に努め早期治療を図ります。また週2回嘱託医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

また、毎月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対して情報提供を行うなど保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

(重点項目)

- ・口腔ケア指導
- ・通院状況
- ・服薬確認

(3) 感染症の発生及びまん延の予防等

集団生活の特性を正しく理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染対策担当者を置き、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、感染症発生時に迅速に行動できるよう訓練(机上含む)などを行い、感染症発生予防やまん延予防に努めます。

施設内で感染症が発生した際は、まん延を予防するため、毎朝の検温、マスク着用、3密の回避といった対策を徹底していきます。

- ・委員会の開催(月1回)
- ・感染症対策研修会(年/2回)
- ・感染症発生時及びまん延予防の訓練の実施(年/2回)

「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

14. コンプライアンス

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。

また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。

コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

（1）個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

（2）虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものと捉え、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組めます。

・虐待防止のチェックリスト（11月）

（3）プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

（4）人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、

15. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などに日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。

16. 地域における公益的な取り組み

地域福祉ニーズの把握を行い施設の運営で培ったノウハウを活かし、地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて、地域へ貢献できるよう活動を行っていきます。

【重点項目】

地域のニーズに応じた取り組みを積極的に推進し、施設の存在意義を高める。

（1）総合福祉相談窓口

施設内に総合福祉相談窓口を設置することにより活性化を図り、地域社協、近隣自治会、福祉委員等と連携し、生活困窮者等について困りごとや福祉に関する問い合わせや相談に対応します。

相談窓口連絡先：0721-62-2382

（2）一時生活支援事業

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

（3）体験入所

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図ります。

（4）認定就労訓練事業

直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施します。対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行ないます。

（訓練内容）

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、
配膳補助など

(5) その他の生活困窮者自立支援事業への取り組み

・学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、進学に課題のある子どもに対して、学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた学習支援を行い、対象者にあった高校進学及びその後の円滑な学習生活を実現する子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常生活習慣、居場所づくり等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

・家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理出来るよう相談支援を行います。必要に応じて関係機関と連携し、早期に生活再生出来るように支援します。

・指定避難所（福祉避難所）

河内長野市と福祉避難所の設置・運営について協定を結んでいます。同市から要配慮者等の受入要請があった場合には、この協定に基づいて市民が日常生活に支障なく避難生活送ることができるよう努めます。

・移動支援

みなと寮に隣接する南翠台地域の、住民の買い物等のニーズを充足するため、車輛を使用して送迎の支援を実施します。加えて、河内長野社会福祉協議会の機関や、民生、児童委員その他の地域住民と連携をさらに深め、地域から求められている増便や新ルートの構築を進めます。

17. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきます。

(1) 実習生の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉

に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

(2) ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

(3) 退所者の生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

(4) 地域との連携

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民（会社）等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見や災害時の連携体制に協力していきます。また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行います。

18. 外部評価への取り組み

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。

(1) 第三者評価及び自己点検

第三者評価の受審を目指し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めます。受審結果を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように定期的に自己点検を行い業務の見直しを始め、サービスの維持・向上に努めます。

・年1回自己評価の実施（12月）

（２）外部監査

会計監査法人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

（３）内部監査

法人内各施設において法人内連絡会議や事業部会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し内部監査を実施します。

19. 職員に関すること

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。さらに、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。

職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

【重点項目】

キャリアパス制度に則り、職員一人ひとりの成長に向けて個別に教育・研修計画を策定し、育成をすすめる。

（１）人材育成

内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待します。

（２）研修

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービ

スの充実を図ります。

また、専門的な知識の充実を図るために適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。OJT・Off-JTを使い分け、常に業務改善意識を持った職員育成を行います。

1) プリセプター制度

新任職員の育成に重点を置き、先輩職員による業務指導を始め、様々な側面での精神面のサポートを行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めていきます。

2) 階層別研修

それぞれの職種・階層別に研修計画を作成し、全国救護施設研究協議会、大阪府社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職位に必要とされる知識の向上に努めていきます。尚、権利擁護や接遇に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加していきます。

3) 施設内研修（職員研修会）

施設内研修では、職員の資質向上や問題意識の整理、福祉サービス提供に対する役割の自覚を深めることを目的として、継続的な学びの機会を提供します。外部研修に参加した職員による伝達研修や、人権・虐待防止など権利擁護に関する研修を実施し、組織全体の知識共有と意識向上を図ります。また、内部研修として基盤的研修および専門的研修を計画的に実施するとともに、プリセプター制度による新人教育や、高齢者虐待防止・身体拘束廃止・人権擁護等の研修を継続して行います。さらに、各職種・階層に応じた専門的研修を実施し、内部研修の企画・運営を通じて研修体制の充実を図り、職員の学びを組織全体の質向上へとつなげていきます。

① 基盤的研修

- ・プリセプター制度による新人教育の実施
- ・人権に関する研修（高齢者虐待防止、身体拘束廃止、人権擁護 など）

② 専門的研修

③ その他

- ・内部研修の実施に係る企画・運営
- ・職員ごとの研修計画の作成と参加支援

4) 外部研修

外部研修では、福祉施設職員として必要な基盤的知識および専門的知識を習得することを目的に、段階的かつ計画的に参加を進めていきます。基盤的研修への参加を通じて職員としての基本的姿勢や知識の向上を図り、専門的研修では専門性の深化と実践力の向上を目指します。また、必要に応じて各種外部研修へ積極的に参加し、最新の知識や技術を取り入れることで、施設運営および利用者支援の質の向上につなげていきます。

① 基盤的研修

- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修
- ・全国・近畿・府・市の種別研修
- ・個別支援計画策定研修
- ・サービスマナーセミナー
- ・個人情報保護研修
- ・成年後見制度、権利擁護研修

② 専門的研修

- ・感染症予防対策講習
- ・社会福祉法人会計・簿記講座
- ・ファシリテーション研修
- ・地域福祉コーディネーター研修
- ・DWAT（災害派遣福祉チーム）研修、災害関係研修
- ・居住支援、就労支援、社会貢献等研修

③ その他

(3) 諸会議

【施設会議】

1) 職員会議（毎月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場作りをしています。職員会議は施設運営上の基幹とな

る会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。

会議のテーマは、次の5つを中心としています。

- ①事業計画（行事）の検討・見直し・改善
- ②施設運営（サービス全体について）
- ③各部署からの報告（保健・栄養・各種委員会等）
- ④施設長の考え、方向性の確認
- ⑤その他、緊急課題

2) 職員研修会（毎月1回）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして社会福祉の最新情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の習得を通して、実践に活かしていきます。

3) サービス検討会議（毎月1回）

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮ると共に緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議を行います。

4) 主担会議（毎月1回）

各部署間の情報交換、連携強化を目的に開催します。

5) 入所検討会議（随時）

入所希望者の受け入れ可否について協議します。

6) 作業連絡会議（随時）

作業の開発、提供等を協議します。

7) 医療連携会議（随時）

医療知識の獲得、医務と各部署の連携強化を主旨として開催します。

8) 苦情解決委員会（毎月1回及び随時）

施設のサービスに対する苦情の受付と解決を行います。苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員で構成します。

9) 虐待防止委員会（毎月1回及び随時）

虐待発生時にその対策等を検討します。平時には虐待防止研修の企画・運営を行います。

10) リスクマネジメント委員会（毎月1回及び随時）

事故やヒヤリ・ハットの分析と対応を行います。事故防止に関する研修を企画・運営します。

11) マニュアル整備検討委員会（随時）

マニュアルの管理更新及び必要な協議を行います。

12) 感染症対策委員会（毎月1回及び随時）

施設内における感染症の予防策や発生時の対応について見直し、策定を行います。また、BCP（感染症）の策定及び見直しについて検討協議します。

13) 衛生委員会（毎月1回）

職場の衛生に関することを調査、審議し事業者に見解を述べます。

14) 業務改善委員会（随時）

職員の労働環境の見直しを目的とし、職員を対象とした職場環境や業務内容等に関するアンケートを実施し、そのアンケートを基に会議で話し合い業務改善に努めていきます。

15) 個別支援策定会議（毎月1回）

利用者の意向をアセスメント及びモニタリングにて整理し、個別支援計画策定会議を開催し他職種を交えた会議で議論を重ね自立に向けた支援計画の作成を行います。

16) 防災会議（毎月1回）

利用者の生活の安全確保のために、BCP（災害）の策定及び見直し、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

17) 食事サービス会議（毎月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行いより良い食事サービスを考えていきます。・食中毒予防 施設内における食中毒の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行います。

18) ミーティング（全体・フロア別）（毎日）

始業時に全体ミーティングを実施。日常に起こるサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図ります。

【法人・事業部が主催する会議・委員会】

19) 法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について参加し検討していきます。

20) 部長会議（随時）

法人本部、生活福祉事業部、介護保険事業部間における課題や問題について調整を図り、法人運営を

円滑に遂行していくために行われる会議に出席します。

21) 生活福祉事業部会議（毎月1回）

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するために出席します。

22) 研修企画部会議（随時）

法人内の研修の効率化及び職員育成に向けて、検討を行い職員の資質向上を円滑に遂行していくために行われる会議に参画します。

23) 研修委員会

法人内で行う研修の企画と運営を行い、職員各々の研修の計画と記録の取りまとめを行うために参画します。

24) 法人内主任会議（隔月）

生活保護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図ります。尚、種別会議では、法人内の保護施設における業務の標準化を行うために参加し検討を行います。

25) 法人内栄養士会議（隔月）

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行います。また、安心してバランス良くおいしく食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防に取り組みます。

（4）福利厚生

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なメンバーの確保に努めます。

- ・有給休暇の取得率向上
- ・共済会事業等の活用

20. 中長期計画

社会情勢や利用者ニーズの変化を踏まえ、法人で中長期計画を定めて事業を進めます（計画表参照）。また、現場か

らこの見直しに必要な情報をフィードバックします。

中長期計画

項 目	中期（平成 29～令和 3 年）	長期（令和 4 年～令和 8 年）
運 営	○安定した利用率維持 ○施設運営状況の透明性の更なる向上 ○第三者評価の定期的受審によるサービス見直し・向上（毎年の自己点検） ○建物・設備の改修時期・費用の算出（修繕計画の作成及び点検） ○誰一人取り残さない相談支援と参加支援 ○感染症における業務の見直し	○コンプライアンスの徹底 ○建替え資金の計画的積立 ○地域公益活動への再投下 ○地域共生社会の実現
利用者サービス	○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進 ○地域生活移行支援充実 ○生活困窮者自立支援の推進 ○安心・安全なサービス提供の継続	○生活困窮者自立支援活動の継続 ○個々の求める自己実現の追求 ○良質なサービス開発・実施
地域への公益活動	○みなとフェスティバル、清掃活動の継続 ○地域ニーズの把握 ○河内長野市社会福祉施設連絡会中を中心にしたネットワークの強化 ○隣接地域住民の移動支援	○地域公益活動の拠点 ○地域コミュニティの活性化・地域自治の推進活動
人材育成	○福祉人材（生活支援員）確保の促進 ○プリセプター制度の内容強化 ○研修（OJT・OFF-JT）計画の充実	○専門的知識の向上 ○知的探究心の強い職員の育成
建物・設備	○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更新計画の立案と実施	○建物、設備の修繕計画の実施 ○備品の計画的更新

年間行事予定

	行 事
4 月	観桜会
5 月	イチゴ狩り
6 月	日帰りレクリエーション
7 月	林間学校
8 月	施設内レクリエーション
9 月	みなとフェスティバル／敬老祝賀会
10 月	日帰りレクリエーション／川上小学校運動会見学
11 月	野外生活訓練／救護施設合同文化事業 日帰りレクリエーション／ナイスハート
12 月	クリスマス会／川上小学校交流会／もちつき
1 月	新年祝賀会／初詣／元旦行事／書き初め大会 新春カラオケ大会
2 月	豆まき
3 月	施設内レクリエーション
定 例	利用者懇談会・ビデオ上映会・誕生会 各種クラブ活動

健康維持管理年間計画

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4 月	創立記念日／お花見／昭和の日		
5 月	憲法記念日バイキング 端午の節句／母の日		春季健康診断
6 月	虫歯予防デー／父の日	残菜・嗜好調査／視聴覚指導 食中毒防止強化月間	歯科講習懇談会
7 月	七夕／海の日／土用の丑	食中毒防止強化月間	生活習慣病について
8 月	お盆バイキング	食中毒防止強化月間	夏季疾病予防指導
9 月	防災の日／みなとフェスティバル 敬老の日／秋分の日／お月見	食中毒防止強化月間	服薬自主管理懇談会
10 月		残菜・嗜好調査／視聴覚指導	秋季健康診断
11 月	文化の日／勤労感謝の日		インフルエンザ予防接種
12 月	冬至／クリスマスバイキング もちつき／年越し	食中毒防止強化月間	冬季疾病予防指導 带状疱疹ワクチン
1 月	おせち／七草粥／小正月	食中毒防止強化月間	冬季疾病予防指導
2 月	節分／建国記念日／バレンタインデー 天皇誕生日	残菜・嗜好調査／食中毒強化月間	生活習慣病指導、肥満度チェック 乳がん・子宮頸がん検診
3 月	ひな祭り／ホワイトデー 春分の日	治療食者懇談会	治療食者懇談会 肺炎球菌予防接種
定 例	誕生日会（毎月） 鍋料理（年／3回） 選択献立（週／1回）	献立会議（毎週） 食事サービス会議（月／1回） 調理勉強会（毎月） 害虫駆除（毎月） 法人内栄養士会議（隔月）	嘱託医健康相談 視聴覚指導（6月、10月）

危機管理対策訓練年間計画

	災害発生訓練	感染症対策訓練	その他
4 月	総合防災訓練（消防立ち会い）	防護服着脱訓練	B C P 計画、感染症業務継続計画説明
5 月	夜間想定 of 防災訓練		
6 月	自然災害想定（大雨）		
7 月	防災訓練（通常）		備蓄品整理
8 月	自然災害想定（地震・土砂災害） BCP 発動	ゾーニング（感染区域）設置訓練	
9 月	総合防災訓練		B C P 計画、感染症業務継続計画 見直し、消防設備の点検設備
1 0 月	自然災害訓練（台風）	防護服着脱訓練	
1 1 月	防災訓練（通常） 緊急非常連絡体系表		
1 2 月	自然災害想定（地震）地震 BCP 発動	ゾーニング（感染区域）設置訓練	
1 月	防災訓練（夜間）	嘔吐物処理対策訓練	
2 月	防災訓練（通常）	ステージ別訓練	備蓄品整理
3 月	防災訓練（通常）		B C P 計画、感染症業務継続計画 見直し、消防設備の点検設備
定 例	AED 講習・防犯訓練（年 1 回）		消防設備自主点検 視聴覚指導（6 月、10 月）

※防災訓練は毎月必ず実施内容（避難、救助、通報、消火訓練）

クラブ活動計画

	美術クラブ	陶芸クラブ	レクリエーションクラブ
項 目	【目的】 日中活動の一環として余暇を楽しんでもらう。作品作りを通して季節、イベントを感じていただく。 【内容】 上記目的のため季節や参加者の特性に合わせた行程を考慮し、作品を仕上げていく。 【予定】 下記の通り毎週木曜日 15:30 頃より活動する。 【備考】 ・各月テーマに基づくものを用意し、連絡ノートを使用して各週の担当者へ引き継いでいく。 ・作成したものは誕生会や諸行事に合わせて装飾品を展示・完成させる。 ・定期的に(218 号室)備品の整理をおこなう ・塗り絵の種類を増やし、常時コピーを準備していく。	【目的】 陶芸が初心者 of 利用者でも参加出来るように講師と相談しながら土にふれてもらう。 【内容】 土を捏ねることから作品の焼成までのすべての行程を施設で行う事が出来るため、講師の指導のもと、利用者と共に作業をおこなう。 【予定】 ・下記の通り毎週木曜日 13:30 頃より活動する。 ・春/秋…市民まつり 夏…夏祭りへ出店・参加 【備考】 ・講師：西浦先生 ・その他 イベントへ捏作品を出店、販売することで地域との交流を図っている	【目的】 施設での生活において他者と交流出来る機会を提供する事でコミュニケーションの促進、及び QOL の向上を図る。 【内容】 Wii U を使用したボウリングゲームを中心に身体を動かし、気分転換を目的とした活動内容を目指す。 【予定】 ・下記の通り毎週土曜日 10:30 頃より活動する ・夏期に花火大会を実施する 【備考】 ・花火大会(予定) 9 月中旬、中庭にて実施 吹き出し花火のみ使用 【その他】 ・ビデオ上映会（毎週日曜日 13:30～）の上映スケジュールのアンケートと調整 ・新春ビデオ上映会（1 月）
備 考	毎週木曜日 15:30～	毎週木曜日 13:30～	毎週土曜日 10:30～

救護施設みなと寮事業計画

	音楽クラブ	習字クラブ	手芸クラブ
項 目	【目的】 余暇活動支援として、歌唱できる場を設けることにより、利用者が気分転換を図ることができるよう支援する。また、音楽を通して他利用者との交流を深める場を提供する。 【内容】 WiU Uを使用した、カラオケを実施する。 【予定】 下記の通り、毎週土曜日 13:30～行う。 【備考】 感染症対策として、歌唱後はマイクの消毒を行い、換気による空気の入れ替えを行う。歌唱時以外や観賞されている利用者に対し、マスクの着用を促がす。	【目的】 手本を見ながら書くことで、1つのことに集中して取り組む力の向上を図る。また、自筆サインや履歴書作成の練習が行えるよう場を提供する。 【内容】 毛筆・硬筆選択し実施する。可能な限り準備から片付けまで参加を促す。 【予定】 下記の通り毎週日曜日 10:30～行う 【備考】 ・年度の初めに手本を新しくする。 ・1月書き初め大会の実施	【目的】 細かい作業を重ねることで、作る楽しみ完成した時の達成感を感じていただく。 【内容】 日常使える物、バザー出店作品、季節の飾りを作成。 【予定】 市民祭りやバザーへの出店に備えて活動する。 【備考】 作品に、各人の個性があらわれるようにアドバイスしていく。
備 考	毎週土曜日 13:30～	毎週日曜日 10:30～	随時

施設内研修計画

	内 容	対 象
4 月	※法人理念・基本方針、事業計画について・新任職員研修 ※非常災害・感染症発生時の訓練・研修	全職員
5 月	個別支援研修	全職員（監督者・管理者）
6 月	食中毒予防研修	全職員（新任・中級）
7 月	防犯研修	全職員
8 月	栄養研修	全職員
9 月	生活保護費について	全職員
10 月	非常災害・感染症発生時の訓練・研修	全職員（看護師・栄養士・指導員）
11 月	苦情解決について	全職員
12 月	人権・虐待防止について	全職員
1 月	地域における公益的な取り組みについて	全職員
2 月	利用者サービス検討改善会議の取り組みについて	全職員
3 月	リスクマネジメントについて	全職員

※は採用時など随時実施

公益的な取り組み一覧

	公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
項 目	・就労訓練の受け入れ ・体験入所 ・自立相談支援機関との連携 ・近隣排水路清掃 ・観心寺の清掃 ・みなとフェスティバル ・D-WATチーム員登録 ・大阪しあわせネットワークへの参画	・みなとフェスティバル ・定例地域連絡協議会 ・延命寺春のチャリティー会 ・楠台夏祭り ・川上小学校運動会 ・川上小学校交流会 ・くすのかホールまつり ・ファインエリアフェスティバル ・延命寺秋のチャリティー会 ・河内長野市民祭り	・教育実習受け入れ ・ボランティア受け入れ ・職場体験 ・介護等体験実習（随時） ・内定者職場研修（随時）
備 考	総合福祉相談（随時） 一時生活支援 地域（楠翠台）送迎サービス	入浴サービス（週／1回） ショートステイ（随時） 一時保護（随時）	指定避難所（福祉避難所）

令和 8 年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画（案）

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

救護施設みなと寮は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するために、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活性化し、関係機関との連携を十分に、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

（１）コミュニティソーシャルワーカー養成研修会

（２）コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会

（３）相談援助技術研修会

（４）その他、本事業実施にあたり必要な研修会

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本業者を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4. 研修会への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

令和 8 年度 生活困窮者就労訓練事業 事業計画（案）

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ④以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行う。

【訓練内容】

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助など

【定員】 6名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

（1）雇用型

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について実施する。

（最低賃金の確保）

（2）非雇用型

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施する。

（インセンティブによる賃金の支払い）